

退職・休職・事業所閉鎖等で特別徴収(給与差引)していた市県民税を普通徴収(本人納付)に切り替える場

に係る給与所得者異動届出書

**1月～5月の異動
で給与支払報告書
を提出した方の場**

[illegible]

④欄及び⑤欄のすべての事項を記入してください。

6月～12月に従業員が残りの税額の徴収を希望した場合や1月～5月の退職の場合は、最後の給与支払額が税額を下回る場合などを除き原則一括徴収となります。

給与支払報告
特別徴収

A

受給者番号は、
社員番号や社内での管理番号。
空欄のままでも可。

Ⓑ

一括徴収の理由を選択し記載。

9月末で退職した給与所得者の徴収方法を、10月分一括して納入する場合

(ア) 特別徴収税額（年税額） 140,000円（6月から翌年5月分）
 (イ) 徴収済額 47,200円（6月から9月分）
 (ウ) 未徴収税額 92,800円（10月から翌年5月分）

一括徴収税額（納入額と同額）

©

右から
番号を
記入

1. 異動が令和××年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和××年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

0 月 20 日

徴収予定額
記(点) 上同額)

10 月分（翌月10日納入期限分）で
納入します

④

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため

※市区町村記入欄

一括で徴収した税額を納入する月を必ず記入してください。
※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

④欄及び⑤欄の全ての事項を記入してください。

〈特別事業所の切り替え（特別徴収の継続）〉

グループ企業への転勤や新しいお勤め先が分かっている場

給与支払報告
特別徴収

特別徴収												年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度										
A 給与所得者	小田原市長 殿			(特給別与徴収支払義務者)	所在地	〒012-3456 〇〇県××市△△123番地							特別徴収義務者指定番号	7000050064									
					フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ							宛名番号	0002									
					氏名又は名称	株式会社 ○×商事							担当者連絡先	所属	人事課人事労務係								
					個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	氏名	神奈川 花子		
				△△日提出														電話	000-000-0000内線(123)				
					一個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載																		
					(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由			異動後の未徴収税額の徴収方法								
					140,000円	6月分から 9月まで 47,200円		10月分から 5月まで 92,800円		××年 9月 30日		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.			1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)								
																		9月末で退職する給与所得者が、10月から新しい会社で特別徴収する場合、1を記入。					
B 新しい勤務先	特別徴収義務者指定番号			新規	法人番号	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	新しい勤務先へは、月割額 11,600円を 10月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。			
					所在地	〒654-3210 〇〇県××市△△1丁目2番3号					所屬	庶務課社員係											
					フリガナ	マルバツアドウサン カブシキガイシャ					氏名	酒匂 三郎											
					氏名又は名称	○×不動産 株式会社					担当者連絡先	111-111-1111 内線(222)											
																		受給者番号	987-654				
																		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1	1. 必要 2. 不要			
C 理由	2. 一括徴収の場合																						
		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の出申があったため																	徴収予定				
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の出申がないため																	月 日		円		
		新しい会社で特別徴収を開始する月とその月割額を記載します。																					
		左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。																					
D 理由	3. 普通徴収の場合																						
		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の出申がないため																	※市区町村記入欄				
		2. 令和 年5月31までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため																					
		3. 死亡による退職であるため																					

Aの注釈: 転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人からの提供を受け記載してください。

Bの注釈: 受給者番号は、社員番号や社内の管理番号。空欄のままでも可。

Cの注釈: ①を記入したら新しい勤務先にお渡しください。新しい勤務先から提出されなかったのために記入した異動届出書のコピーを保管しておいてください。

Dの注釈: 新しい勤務先から提出がされない場合、督促状が通知されて可能性があります。その際にコピーの提出をお願いいたします。

④欄は前事業所が、⑤欄は新事業所が記入してください。新事業所が不明の場合は普通徴収への切り替え等で構いません。

給与支払報告書提出後～特徴税額通知前に退職などにより普通徴収へ切替

に係る給与所得者異動届出書

受給者番号は、
社員番号や社内での管理番号。
空欄のままでも可。

税額の通知前なので(ア)～(ウ)の各欄は空欄のままとしてください。

④欄に必要事項を記入し、4月15日までに提出してください。